

5-5 緑の創造に係る施策の方針及び緑化目標

1) 緑化の方針

| 施 策 | 緑 化 の 方 針 |
|------------|---|
| 緑地協定の締結 | 谷戸と丘陵の住宅地を対象に、良好な住宅の緑の保全を目的とする緑地協定の締結を誘導する。 また、緑の少ないスプロール住宅地等に対しては、緑の創造に向けた緑地協定の締結を誘導する。 |
| 緑化モデル地区の指定 | 地区住民からの緑化の要望が強い、一定のまとまりをもつ住宅地、商業地、事業所を対象に指定する。 |
| 接道緑化の奨励 | 緑の少ない住宅地、商業地、事業所を対象に行う。 |
| 公共建物の緑化 | 全ての公共建物敷地を対象に、敷地規模や施設の特性に合わせた緑化を行う。 |
| 公園の緑化 | 主として、街区公園、近隣公園等の市街地内の公園を対象とし、街区公園については再整備に合わせた緑化を行う。 |
| 河川環境の整備 | 二級河川、準用河川及び雨水幹線の川を対象とする。緑化にあたっては、市の排水整備基本計画を主体に整備を行う。 |

2) 緑化目標

| 施 策 | 現況（1995年） | 中間年次（2005年） | 目標年次（2015年） |
|-----------|---|---|---|
| 接道緑化延長 | 約 8,000m 〔昭和55年から の接道緑化奨励事業 の延長距離〕 | 18,000m 〔接道緑化奨励 事業 5,000m 開発指導 5,000m〕 | 28,000m 〔接道緑化奨励 事業 5,000m 開発指導 5,000m〕 |
| 公共施設の植栽本数 | 約79,000本 〔平成元年から の累計〕 | 約140,000 本 | 約200,000 本 |

5-6 緑の啓発に係る施策の方針

| 施 策 | 方 針 |
|-----------|--|
| 緑化推進団体の育成 | <ul style="list-style-type: none"> 公的な緑化推進団体の育成を図るとともに、公園愛護会、街路樹愛護会、かまくらの森愛護会、緑化モデル推進団体の民間の緑化推進団体の育成に努める。 緑の学校の継続・拡大を図り、地域緑化指導者の育成に努める。 緑のレンジャーを育て森林パトロールを実施する。 |

| 施 策 | 方 针 |
|------------|--|
| 緑の知識の普及 | <ul style="list-style-type: none"> ・緑の学校の充実を図るほか、生垣講習会、剪定講習会等の各種講習会を開催する。 ・緑の相談所を整備し、樹木相談に幅広く対応する。 ・小・中学校での環境教育を実施する。 |
| 緑化意識の高揚 | <ul style="list-style-type: none"> ・記念樹の配布、かまくら緑の50選の指定、緑化キャンペーン事業の充実等を行う。 ・イベント事業としての環境フェアを開催する。 ・緑の顕彰制度の制定を行う。 ・緑のパンフレット等の配布を行う。 |
| 地球環境保全への参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市民が地球環境の保全に直接参加できるよう、国際的な自然保護機関の活動を支援するためのしくみを整える。 |